

改正

平成9年3月15日条例第1号

平成21年10月6日条例第30号

平成23年9月14日条例第26号

令和4年12月23日条例第36号

青梅市スポーツ振興審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定にもとづき、青梅市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。

- (1) 法第10条第1項の規定による青梅市スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 総合体育館、体育施設等の運営の基本的事項に関すること。
- (3) 市民スポーツの育成、指導の基本的事項に関すること。
- (4) 青梅市スポーツ振興基金による援助等に関すること。
- (5) その他スポーツ振興についての重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、委員会が委嘱する委員9人をもつて組織する。

- (1) 社会体育の関係者 4人
- (2) 学校体育の関係者 1人
- (3) 知識経験者 4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長、副会長の設置および権限)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員会が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、社会体育担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。